

< 検認用提出書類 >

● 検認対象者の状況に応じて、該当する書類を **10月30日（金）まで** に当健保へご提出ください。

提出書類（全員必須）

- ① 被扶養者検認調査票
- ② 課税/非課税証明書（※1 収入の内訳が数字で記載されているもの）
- ③ 検認対象者の住民票（※2 「世帯全員の記載あり/続柄の記載あり/マイナンバーの記載なし」のもの）

状況に応じた追加書類

年金受給者の場合

【追加書類】

令和元(2019)年 年金振込通知書のコピー(※3)

※紛失した場合は、年金ダイヤル：0570-05-1165にて再発行が可能です。

被保険者と別居している場合

【追加書類】

① 仕送り証明書(本年の9、10月の2か月分)指定 ※同封の参考文書をご参照ください。

② 生計内訳書 ※同封書類。記入方法については、裏面の記入例をご参照ください。

検認対象者に配偶者がいる方で、その配偶者は
扶養に入っていない場合

【追加書類】

検認対象者の配偶者の課税証明書（配偶者が後期高齢者で扶養外である場合も含む）

検認対象者と同居している方で、その親族は
扶養に入っていない場合

【追加書類】

親族の課税証明書

給与・年金以外の継続的な収入がある場合
(自営業、不動産収入等)

【追加書類】

確定申告書(※4)（損益計算書、減価償却計算書、収支内訳書含む）のコピー

外国人の場合

【追加書類】

在留カード ※両面コピー

■提出書類【ご参考】

書類	発行窓口	備 考
※1 課税証明書	市区町村	市区町村によっては証明書の名称が違う場合がございます。昨年の収入が扶養認定基準内であったかを確認しますので、 <u>収入の内訳が数字で記載されている</u> 最新（令和2年度課税証明書）の証明書をご提出ください。 なお、源泉徴収票は給与のみの証明のため不可となります。
※2 住民票	市区町村	「世帯全員記載あり/続柄の記載あり/マイナンバー記載なし」のものをご提出ください。
※3 年金振込通知書	日本年金機構	令和元年（2019年度）の老齢、遺族、障害に関する年金振込通知書。 65歳以上で年金を受給されていない方は、「検認調査票」の6.に理由をご記入ください。
※4 確定申告書	税務署	収入と経費の内訳が確認できる書類をご提出ください。

速やかにご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、ご事情等でご提出が遅れる場合は、当健保にご一報ください。
また、ご提出後、再度確認ために追加書類をお願いする場合がございます。ご了承くださいますようお願い致します。

【SCSK健康保険組合】

〒135-8110

東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント15F

TEL：03-5166-1300

メールアドレス kenpo-shinsei@scsk.jp

ホームページ <http://www.kenpo.gr.jp/scsk-kenpo/>